

遺族共済年金請求のご案内

- 遺族共済年金を請求する方は、遺族共済年金決定請求書と「1. 請求に必要な書類」及び「2. 事例に該当する方のみ請求に必要な書類」において該当する書類を返信用封筒に封入し、郵送に必要な額の切手を貼付して投函してください。
- 書類をご提出いただいてから、遺族共済年金を決定し年金証書を送付するまで1箇月程度かかります。

1. 請求に必要な書類

| | 提出書類 | 書類の対象者 | 注意事項 |
|---|---------------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア | 死亡診断書のコピー | 死亡した方 | <ul style="list-style-type: none"> ●死亡診断書のコピーをお持ちでない方は、死亡届を提出した市区町村で、死亡届の記載事項証明書を発行してもらってください。 ●記載事項証明書は法務局の場合もあります。 |
| イ | 通帳のコピー | 年金を請求する方 | <ul style="list-style-type: none"> ●年金の振込みを希望する金融機関(ゆうちょ銀行含む)の名称・支店名等(またはコード)、普通預金口座番号、口座名義人カナを確認できるページのコピー。 ●成年後見人が選任されている場合は、「登記事項証明書」または「裁判所の審判書のコピーと確定証明書」を提出してください。また、年金の振込みは年金を請求する方の氏名で行うため、金融機関に対し読替えの手続きを行ってください。 |
| ウ | 戸籍謄本 (全部事項証明)の原本 | 年金を請求する方 | <ul style="list-style-type: none"> ●年金を請求する方と死亡した方が、ご夫婦であることが確認できるもの。 ●請求する方の戸籍謄本に死亡した方の除籍(死亡日)の記載があるもの。 ●改製原戸籍では手続きできません。 |
| エ | 年金の支払者が分かる書類のコピー | 年金を請求する方 ※受給している年金がない場合は不要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ●年金証書、年金額改定通知書または年金振込通知書などが該当します。 ●書類が見当たらない方は、お近くの年金事務所、各共済組合に再発行を依頼してください。 ●死亡した方のものは必要ありません。 |

2. 事例に該当する方のみ請求に必要な書類

| | 事 例 | 提 出 書 類 | 注 意 事 項 |
|---|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 死亡した方、または年金を請求する方が住民票上の住所を特別養護老人ホームなどに変更している場合 | 在園証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ●在園期間が記載され、施設の公印が押印されたもの。書式は問いません。 ●死亡した方と年金を請求する方の住民票上の住所が同じであるときは、提出は不要です。 |
| ② | 年金を請求する方の住民票上の住所が、死亡した方とは別の場合で、①以外の理由による場合 | (ア) 別居申立書 ^(注) (イ) 遺族厚生年金の年金証書のコピー 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●遺族厚生年金の年金証書が到着してから、手続き書類全てをまとめて送付するようお願いします。 |
| ③ | 死亡した方が、国鉄職員以外の、国家公務員や地方公務員の共済組合の年金を受給していた場合 | 年金証書のコピー | <ul style="list-style-type: none"> ●国家公務員や地方公務員の共済組合が発行した年金証書が見当たらない場合は、その年金の年金額改定通知書または年金支払通知書のコピーを提出してください。 |
| ④ | 年金を請求する方以外に、死亡した方に生計維持されていた子、父母または孫または(3頁【参考】参照)がいる場合 | (ア) 遺族申立書 ^(注) (イ) 戸籍謄本(全部事項証明) 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●戸籍謄本に、遺族申立する方も記載されているときは、戸籍謄本の提出は1通で結構です。 ●障害の状態にある子または孫は、障害の状態を証明する診断書^(注)も必要です。 |
| ⑤ | 年金を請求する方が、死亡した方の戸籍上の配偶者ではなく、事実上の配偶者であった場合 | (ア) 事実婚申立書 ^(注) (イ) 遺族厚生年金の年金証書のコピー (ウ) 死亡した方の除籍(死亡日)の記載のある戸籍謄本(全部事項証明) 等 | <ul style="list-style-type: none"> ●遺族厚生年金の年金証書が到着してから、手続き書類全てをまとめて送付するようお願いします。 |
| ⑥ | 年金を請求する方が日本国籍を有しない場合 | 住民票 | <ul style="list-style-type: none"> ●住民票コードの記載されたものをご提出ください。 |

(注) 「別居申立書」や「遺族申立書」、「事実婚申立書」、「障害の診断書」が必要な方は、当共済組合までご連絡ください。

※ 所得証明書または非課税証明書について

原則として年金を請求する方の所得証明書または非課税証明書の提出は不要ですが、お住まいの市区町村より所得情報の提供を受けることができない場合は、提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

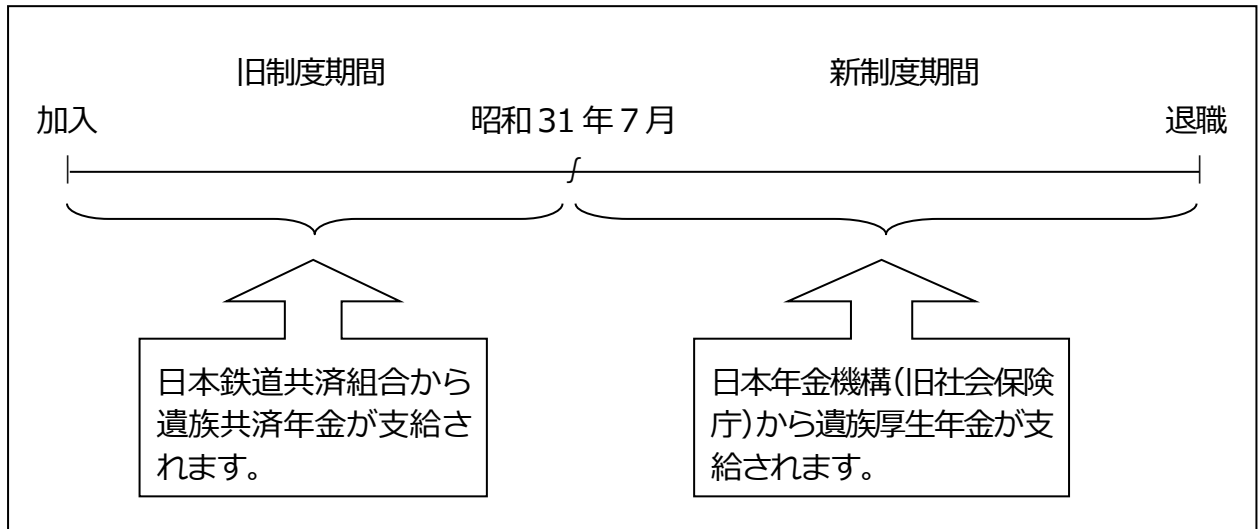
【参考】

1. 日本鉄道共済組合が支給する年金

日本鉄道共済組合が支給する年金は、死亡した方が旧国鉄に加入していた期間のうち、昭和31年6月以前の期間分だけです（下図参照）。

昭和31年7月以後の期間分は、日本年金機構から遺族厚生年金として支給されます。別途、年金事務所に対して遺族厚生年金の請求手続きが必要となりますので、手続きしていただきますようお願いします。

遺族厚生年金の請求手続きがない場合は、遺族共済年金の支給を差し止める場合があります。



2. 年金を請求できる方

遺族共済年金を請求できる方（遺族）は死亡した方と同居し^(注1)、死亡した方と生計を共にしていた^(注2)配偶者、子、父母または孫^(注3)です。

| 遺族 | 注意事項 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配偶者 | 事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。 |
| 子、孫 | 次のいずれかに該当する場合に限ります。 (1) 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあり、かつ配偶者がいない (2) 年金を受給していた方が死亡した当時、障害等級1級もしくは2級に該当する程度の障害の状態（国民年金の障害基礎年金の支給を受けることができる程度の障害の状態）にあり、かつ配偶者がいない |
| 父母 | |

(注1) 死亡した方と別居していた方であっても、単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により別居していた方であって一定の要件を満たされた方は、同居していたものとして取り扱われます。

(注2) 死亡した方の死亡の当時、死亡した方と生計を共にしていた方で、年収が850万円未満の方、または年間の所得が655.5万円未満の方です。

(注3) 親と同居している孫は、遺族にはなれません。

【年金請求に必要な書類の確認票】

書類を封入する際は、次の書類がそろっているかご確認のうえ、次の順序に並べて封入してください。（概ね3箇月以内にお手続きしてください。）

遺族共済年金決定請求書

- 捺印したことを確認してください。
- 裏面も記入したことを確認してください。

通帳のコピー

死亡診断書、または死亡届の記載事項証明書のコピー

戸籍謄本（全部事項証明）の原本

年金の支払者が分かる書類のコピー

事例に該当する方のみ請求に必要な書類

（注1）必要な書類は1～2ページをご参照ください。

（注2）死亡した方の旧国鉄の年金証書は提出不要です。

（注3）年金請求に必要な書類のうち、「コピー」と表示されている書類以外の書類は原本を提出してください。